

## 1. 令和5年第1回郡上市議会定例会議事日程（第7日）

令和5年3月24日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第6号 郡上市住民自治基本条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第7号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第8号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程5 議案第9号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第10号 郡上市郡上八幡城の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第11号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第12号 郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第13号 郡上市避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
- 日程10 議案第14号 郡上市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第15号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第16号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第17号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第18号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第19号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第30号 令和5年度郡上市一般会計予算について
- 日程17 議案第31号 令和5年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程18 議案第32号 令和5年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程19 議案第33号 令和5年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程20 議案第34号 令和5年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程21 議案第35号 令和5年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程22 議案第36号 令和5年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

- 日程 23 議案第 37 号 令和 5 年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程 24 議案第 38 号 令和 5 年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程 25 議案第 39 号 令和 5 年度郡上市工業団地事業特別会計予算について
- 日程 26 議案第 40 号 令和 5 年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程 27 議案第 41 号 令和 5 年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程 28 議案第 42 号 令和 5 年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程 29 議案第 43 号 令和 5 年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程 30 議案第 44 号 令和 5 年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程 31 議案第 45 号 令和 5 年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程 32 議案第 46 号 令和 5 年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程 33 議案第 47 号 令和 5 年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程 34 議案第 48 号 令和 5 年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程 35 議案第 49 号 令和 5 年度郡上市下水道事業会計予算について
- 日程 36 議案第 50 号 令和 5 年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程 37 議案第 52 号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設ほか 2 施設）
- 日程 38 請願第 1 号 安保関連三文書及び軍拡のための増税案の撤回を求める意見書提出を求める請願について

## 2. 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 38 まで

日程 39 議案第 53 号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程 40 議発第 1 号 郡上市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程 41 議発第 2 号 閉会中の継続審査の申し出について

日程 42 議発第 3 号 議員派遣について

日程 43 報告第 2 号 専決処分の報告について

日程 44 議報告第 4 号 諸般の報告について（委員派遣の承認）

## 3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1 番	本 田 教 治	2 番	長 岡 文 男
3 番	田 代 まさよ	4 番	田 中 義 久
5 番	蓑 島 もとみ	6 番	三 島 一 貴

7番	森 藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野 田 勝 彦	10番	山 川 直 保
11番	田 中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田 代 はつ江	14番	兼 山 悌 孝
15番	尾 村 忠 雄	17番	清 水 敏 夫
18番	美谷添 生		

4. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

16番 渡 辺 友 三

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	市長公室付部長	三 輪 幸 司
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小 酒 井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	郡上偕楽園長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	長 尾 実	会計管理者	中 山 洋
消 防 長	山 田 浩 幸	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	川 尻 成 丈	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志
議会事務局 議会総務課 主 事	恒 川 祐 輔		

### ◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位におかれましては、2月24日の開会以来、それぞれ出務御苦労さまでございます。いよいよ最終日を迎えることとなりました。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は、17名であります。

本日の欠席議員は16番 渡辺友三議員であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、18番 美谷添生議員、1番 本田教治議員を指名いたします。

---

### ◎議案第6号から議案第19号までについて（委員長報告・採決）

○議長（田代はつ江） 日程2、議案第6号 郡上市住民自治基本条例の一部を改正する条例についてから、日程15、議案第19号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの14議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました14議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、森藤文男議員。

7番 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） おはようございます。

それでは、総務常任委員会より報告をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

令和5年第1回郡上市委員会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例4議案につきまして、令和5年3月10日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第6号 郡上市住民自治基本条例の一部を改正する条例について。

市長公室付部長から、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正の施行に伴い、郡上市個人情報保護条例が廃止となり、法律が

直接適用となるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第7号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、宅地開発特別会計の廃止及び工業団地事業特別会計を設置するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第8号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について。

総務部長から、市の債権に係る督促手数料を廃止することに伴い、郡上市税条例のほか11条例に関し、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第9号 郡上市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

消防長から、消防団員の報酬等の基準の策定等について（消防庁長官通知）に基づき、消防団員の処遇改善を図るものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、各階級別の団員数について質問があり、年額報酬の対象が1,580名であり、団員数は982名、班長は346名、部長は95名、副団長は47名、分団長は83名、副方面隊長は19名、副団長兼方面隊長は7名、団長1名で計1,580名であるとの説明がありました。

年額報酬の増額に係る財源について質問があり、団員数に応じて地方交付税措置があり、年額報酬の50%程度の歳入を見込んでいるとの説明がありました。

団長、副分団長、方面隊長の年額報酬の額について質問があり、分団長は5万円、副方面隊長は7万円、方面隊長は10万円、副団長は11万円、団長は12万円である。副団長は方面隊長は兼ねており、11万円を支給しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をします。

令和5年3月24日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会総務常任会委員長 森藤文男。よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

続きまして、産業建設常任会委員長、三島一貴議員。

6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 令和5年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例3議案につきまして、令和5年3月13日開催の第1回産業建設常任会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第10号 郡上市郡上八幡城の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、郡上八幡城の入場料金を改めるための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、消費税に対する料金設定について質問があり、今までも消費税の引上げに伴い入場料金を変更しており、消費税が5%のところを300円を割り戻して入場料金を286円と定め、それに対して8%、10%上がったという考え方をしている。それと同じように、今後税率が上がっていくとすれば、400円を割り戻して定めた金額から変えていくことになるとの説明がありました。

料金設定において、400円に消費税10%をつける考えなかったかとの質問があり、指定管理者である郡上八幡産業振興公社としては消費税の申告時に多少手間はかかるが、釣銭の受け渡しがスムーズであることも含めて利用者にとって支払いやすいという利便性を考えて設定しているとの説明がありました。

市内の学校が授業目的で入場する場合は、表示金額よりも安くなるかとの質問があり、市内の学校が授業の一環として入場される場合は、今まで同様、条文で定める、市長が認めるところで免除するとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第11号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、郡上市汚水処理施設整備構想に基づき、中桐地区農業集落排水処理施設を下水道の郡上八幡都市環境センターに事業統合するための改正であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第12号 郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、営農用水道料金の特例期間を2年間延長するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、関係者への周知について質問があり、営農料金の特例に代わる支援策について延長期間中に検討し、営農用水道料金利用者へ個別に説明等を行っていく予定である。具体的な時期は未定であるが、制度説明や周知は十分に行っていきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

郡上市産業建設常任委員会委員長 三島一貴。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

続きまして、文教民生常任委員会委員長、長岡文男議員。

2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） それでは、文教民生常任委員会より報告をさせていただきます。

令和5年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例7議案につきまして、令和5年3月14日開催の第2回文教民生常任会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第13号 郡上市避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について。

健康福祉部長から、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正の施行に伴い、避難行動要支援者名簿の作成及び避難者支援棟関係者への提供に関し、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、制度周知のチラシには「名簿の外部提供に関して、要支援者本人の同意を得て行う」旨の記載があるが「郡上市避難行動要支援者名簿に関する条例」第5条第1項においては「同意を得ることを要しない」との記載があり、逆の表現になっているとの質問があり、これに対し、要支援対象者は同意を得ず市で抽出し掲載しているが、目的外に利用されることを心配される方等への配慮も必要であることから、名簿への掲載時には拒否の意向確認を行っている。チラシの表記は適当でないため、修正させていただくとの説明がありました。

名簿への掲載対象者の範囲として、要介護2までの方も対象としたらどうかの質問があり、対象者の範囲については、国の指針を基にしているため、要介護3以上としているが、それ以外の方でも支援を必要としている方はあるため、登録の推進をしていただく民生委員等にも説明をして、登録の勧奨について周知させていただくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第14号 郡上市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、こども家庭庁設置の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法の一部改正の施行に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第15号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、民法上の一部を改正する法律の一部の施行による民法及び児童福祉法の一部

改正及び子ども家庭庁設置の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正の施行に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第 16 号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、民法等の一部を改正する法律の一部の施行による民法及び児童福祉法の一部改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例の施行等に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、改正後は多様な保育を一緒にできるようになるが、保育士 1 人に対する子どもの数が多い中で行われると、過重負担にならないかとの質問があり、実施する場合は保育や障がい児の支援に支障がない場合に限るとなっているため、それぞれの保育所、施設等で保育士が足りているか等を含めて、全体的に勘案した結果として実施ができる場合に行っていく保育になるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 17 号 郡上市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 18 号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、妊娠 12 週より前の取扱いについて質問があり、出産育児一時金は、出産の定義が妊娠 4 か月以上のものを指すと定められており、それ以前のものについては出産と認めない解釈となっているため、あくまでも妊娠が 4 か月を過ぎたものを対象としているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 19 号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、令和 5 年 4 月 1 日以降新たに委員を設置するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、学校尿検査判定委員会はどのような委員会との質問があり、岐阜県方式



学校検尿判定システムに従い、郡上市医師会と連携して児童生徒の腎臓病及び糖尿病の予防管理に関する対策を検討する委員会であるとの説明がありました。

尿検査は業務委託するものなのかとの質問があり、市内医療機関と委託契約を結び検査実施後、その結果を専門医に判断していただき、報酬を支払うことになるとの説明がありました。

検査体制について質問があり、尿検査は児童生徒に実施し、陽性となった児童生徒は二次検査を行い、再度陽性となった児童生徒に対し、複数の医師による判定委員会にて、医療機関受診または経過観察を判定する体制であるとの説明がありました。

また、尿検査の結果について、従来は追跡調査を実施していなかったが、陽性反応があった児童生徒の状況を把握していたのかとの質問があり、これまでは、尿検査で陽性反応があった場合、保護者に医療機関への受診を勧め、医療機関で治療管理を行う体制であったため、経過を追跡調査することは困難であったが、今後は岐阜県方式学校尿判定システムによって、医療機関へ情報提供を依頼し、追跡調査を行うとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和5年3月24日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 長岡文男。

よろしくお願いをいたします。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第6号 郡上市住民自治基本条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第6号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第7号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第7号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第8号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第8号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第9号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第9号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第10号 郡上市郡上八幡城の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 10 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 11 号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 11 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 12 号 郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 12 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 13 号、郡上市避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 13 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 14 号 郡上市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 14 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 15 号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 15 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は原案のとおり可とするこ

とに決定いたしました。

議案第 16 号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 16 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 17 号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 17 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 18 号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 18 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は原案のとおり可とする  
ことに決定いたしました。

議案第 19 号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条  
例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 19 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、  
採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あ  
りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は原案のとおり可とするこ  
とに決定いたしました。

---

#### ◎議案第 30 号から議案第 50 号までについて（委員長報告・採決）

○議長（田代はつ江） 日程 16、議案第 30 号 令和 5 年度郡上市一般会計予算についてから日  
程 36、議案第 50 号 令和 5 年度郡上市病院事業会計予算についてまでの 21 議案を一括議題  
といたします。

ただいま一括議題といたしました 21 議案は、予算特別委員会に審査を付託してあります。委員  
長から審査の経過と結果について報告を求めます。

予算特別委員会委員長、清水敏夫議員。

17 番 清水敏夫議員。

○17 番（清水敏夫） おはようございます。

予算特別委員会の報告をさせていただきます。

令和 5 年 2 月 24 日開会の令和 5 年第 1 回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付  
託されました令和 5 年度予算 21 議案につきまして、3 月 2 日、3 日、6 日、8 日及び 9 日開催の  
予算特別委員会で慎重に審査をいたしましたので、報告をいたします。

なお、全議員参加の委員会ですので詳細な報告は省略し、結果のみ報告いたします。

議案第 30 号 令和 5 年度郡上市一般会計予算について、議案第 31 号 令和 5 年度郡上市国民健  
康保険特別会計予算について、議案第 32 号 令和 5 年度郡上市介護保険特別会計予算について、  
議案第 33 号 令和 5 年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第 34 号 令和 5 年  
度郡上市駐車場事業特別会計予算について、議案第 35 号 令和 5 年度郡上市青少年育英奨学資金

貸付特別会計予算について、議案第 36 号 令和 5 年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第 37 号 令和 5 年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 38 号 令和 5 年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、議案第 39 号 令和 5 年度郡上市工業団地事業特別会計予算について、議案第 40 号 令和 5 年度郡上市大和財産区特別会計予算について、議案第 41 号 令和 5 年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、議案第 42 号 令和 5 年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、議案第 43 号 令和 5 年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、議案第 44 号 令和 5 年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について、議案第 45 号 令和 5 年度郡上市下川財産区特別会計予算について、議案第 46 号 令和 5 年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、議案第 47 号 令和 5 年度郡上市和良財産区特別会計予算について、議案第 48 号 令和 5 年度郡上市水道事業会計予算について、議案第 49 号 令和 5 年度郡上市下水道事業会計予算について、議案第 50 号 令和 5 年度郡上市病院事業会計予算について、以上 21 議案につきましては、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上のとおり報告をいたします。

令和 5 年 3 月 24 日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会予算特別委員会委員長 清水敏夫。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第 30 号 令和 5 年度郡上市一般会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 30 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 31 号 令和 5 年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 31 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 32 号 令和 5 年度郡上市介護保険特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 32 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 33 号 令和 5 年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 33 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 33 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 34 号 令和 5 年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を



行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 34 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 35 号 令和 5 年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 35 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 35 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 36 号 令和 5 年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 36 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 37 号 令和 5 年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 37 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 38 号 令和 5 年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 38 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 38 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 39 号 令和 5 年度郡上市工業団地事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 39 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 39 号は原案のとおり可とするこ

とに決定いたしました。

議案第 40 号 令和 5 年度郡上市大和財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 40 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 40 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 41 号 令和 5 年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 41 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 41 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 42 号 令和 5 年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 42 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 42 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 43 号、令和 5 年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 43 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 44 号 令和 5 年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 44 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 45 号 令和 5 年度郡上市下川財産区特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 45 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 46 号 令和 5 年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 46 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 46 号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 47 号 令和 5 年度郡上市和良財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 47 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 48 号 令和 5 年度郡上市水道事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 48 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 49 号 令和 5 年度郡上市下水道事業会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 49 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 50 号 令和 5 年度郡上市病院事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第 50 号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第 50 号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第 52 号について(委員長報告・採決)

○議長(田代はつ江) 日程 37、議案第 52 号 財産の取得及び処分の変更について(家畜保護施設ほか 2 施設)を議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、三島一貴議員。

6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 令和5年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました。その他1議案につきまして、令和5年3月13日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第52号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設ほか2施設）。

農林水産部長から、令和4年9月30日に議案第109号にて議決を得た一般社団法人岐阜県農畜産産社が整備した施設を、一時的に市が取得し明宝の農家に売却を行うことについて、予定していた金額から減額変更するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、5年間の継続事業とは1件の事業を5年間行うのか、数件の事業を5年間で行うのかについて質問があり、各年度の事業の割り振りは、国の補助金が均一になるよう指導されており、1個ずつ済ませていくのではなく、事業計画作成時に農家へ希望を取った上で、農家間の事業において組合せを行い、年度前の補助金が傘下農家の中で均等になるよう事業計画を立てて進めているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

郡上市議会産業建設常任委員会委員長 三島一貴。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第52号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は10時30分を予定しております。

（午前10時20分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時30分）

---

◎請願第1号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（田代はつ江） 日程38、請願第1号 安保関連三文書及び軍拡のための増税案の撤回を求める意見書提出を求める請願についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました請願は、総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、森藤文男議員。

7番 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） それでは、総務常任委員会より報告をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

令和5年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1件につきまして、令和5年3月10日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお経過については、主な内容を報告いたします。

請願第1号 安保関連三文書及び軍拡のための増税案の撤回を求める意見書提出を求める請願について。

紹介議員から安保関連三文書には反撃能力の保有が明記されており、日本の防衛体制の劇的な変革であるが、政府が国会に諮ることなく閣議のみで決定したことは許されない。抑止力として軍事力を強化することによって行き着くところは、核軍拡であり、抑止力のみを高めるのではなく、徹底した外交によって平和と友好の道を実現してほしい。安保関連三文書は廃棄してほしいというのが請願の内容であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、平和外交が理想ではあるが、話合いに応じない国がある今日の状況では、反撃能力の保有が必要であり、請願には賛成できないとの意見がありました。

安保関連3文書は、近隣諸国の軍事行動の情勢を踏まえると必要であると考えます。また、反撃能力の保有を明記することによって日本の決意を示し、脅威となる国が、武力を伴う行動を躊躇して日本と協力することを選ぶという、言わば戦わずして勝つという戦略であると捉えているとの意見もありました。

防衛費増額に係る財源確保のため、政府は、歳出の削減、決算剰余金の活用、特別会計からの繰入れに加えて、法人税、所得税、たばこ税の増税で捻出する方針だが、増税については国民の負担は最小限に抑えられる予定であり、国を守るためには致し方ないとの意見がありました。



審査の結果、本委員会としては全会一致で本件は不採択とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和5年3月24日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森藤文男。よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、請願第1号に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 9番 野田でございます。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

ただいま報告がありました、総務常任委員会の請願に対する決定に対しまして、この総務委員会の決定に対する反対の討論を申し上げます。

私、この発言を考えているうちに、どうしても、やっぱり頭の中から抜けないといいですか、ずっと頭の隅に宿ってきた言葉がございます。これは、私たちはいろんな機会に、いろんな場面で戦争を体験された方の話を聞くこともございました。もう、だんだんと亡くなられて、人数は減ってまいりましたが、広島や長崎では、被爆者の体験を、郡上でも郡上から出征されて、何とか無事に帰られた方の証言を何回も聞きました。

全ての方が、全部、口をそろえておっしゃることは、どんなことかお分かりですよ、皆さん。戦争だけはどんなことがあってもやってはならん。この、どんなことがあってもやってはならんという言葉に、私は、どうしてもやっぱり拭い去れない乗り入れされないといひますか、捨ておけない今回の安保三文書も含めて、こうした戦争をリアルに体験された方、犠牲になられた方の思いを考えたときに、僕ら、これでいいんだろうか、今の状況、これを考えたわけであります。

今ほど報告がありました総務常任委員会の結論は、これ、引くくめて、まとめてお話ししますと、発言されたのは5人の方でしたけれども、委員長以外です。5人の方の発言は、まとめれば、日本の近隣のロシアも、隣に北海道接していますので、ロシアも北朝鮮も中国も、本当に日本の近隣の国々であります。

こうした国々は、ミサイルを撃ったり、無謀にも他国を侵略したり、あちらこちらで挑発的な行動を取ったりして、我々から見れば、何とけしからん国だ、しかも、これらの国々は話合いに応じることにはしない、話のできない国だ、話のできないならば力しかない、抑止力、軍事力、これを持

つのは当然というのか、やむを得ないというのか、仕方がないというのか、どっちにしても、持つということに賛成をされて見えるわけでありませう。

私、最初にこれに関して、私、3つの観点で、皆さん方にお考えをいただきたいと思ひます。

1つ目は、これら、先ほど申しました3つの国、ほかにもあるかもしれませんが3つの国は、本当に日本を攻撃してくるとお考えですか。ある日突然、日本に侵略してくるとお考えですか。いかがですか。

2つ目、戦争を回避し平和を維持するには、軍事的な抑止力しかないとお考えですか。他の方法はないんですか。

3つ目です。おっしゃるように抑止力を強化して軍事国家になっていって、その先どうなるとお考えですか。

これは見事に、私は歴史が証明していると思ひます、どうなるかは、将来のことは、誰も予見できないかもしれませんが、歴史は教えてくれているんです。

ヴァイツゼッカー、ドイツの大統領でしたが、彼が言ったのはそのことです。まさに歴史を学ばない者は盲目となるではないでしょうか。

そこで3つの、私、今、問いかけをさせていただきましたが、それに関わって3つの観点から、若干申し述べたいと思ひます。

まず第一点は、本当に周辺国は、その3つの国は日本を攻撃してくるのか。政府の中にも、あるいは、そういうお考えの評論家もあるかもしれませんが、現場で活動していられる2人の方の証言を、ちょっと聞いていただきたい。

1人は、松村五郎という元陸軍の陸将です。元陸将の方が、こうおっしゃっている。日本も、中国や北朝鮮から攻撃されるかもしれないという不安がおありでしょう。これは、テレビやラジオやその他新聞などメディアを見ていると、本当にそう思えてくるんです。ひょっとしたら本当に落ちてくるんじゃないかしら、尖閣の周りをうようよするだけじゃなし、本当に日本のほうで本土でなるとことを考えてしまいがちですが、そういう不安がおありでしょう。でも、世界の安全保障の専門家は、中国や北朝鮮がいきなり日本だけを攻撃することは考えにくい。現場の方は、こうおっしゃっている。

この場合、大事なことは、いきなり日本だけを攻撃することは、まず考えられない。あり得ないことだ。じゃあ、日本だけではない場合はあるのか。後から述べますが、アメリカとの関わりであります。

2つ目です。現在、中国に赴任して見える垂秀夫さんという大使の方、中国大使です。この前3月17日ですか、ついこの前に発言されました。台湾有事について、本質的なことを見た限り、中国には政策の変更はない。予見できる将来、中国は武力で台湾を統一することは想定していない。

この予見できる将来、あるいは政策の変更のないと言っているその内容について、アメリカは米中共同コミュニケで、これは 1979 年でありますから、ちょっと前ですが、こう言っています。これは、中国との共同コミュニケであります。

中国は、ただ一つの国であり、台湾は中国の一部であるとの中国の立場を認知すると言っています。共同で言っています。すなわち、台湾を分離して独立させようなんてことは考えません。中国は、こう言っています。「台湾同胞に告げる書」というのを発表し、同じ中国人として、こういう文書を発表しているわけです。台湾に対する武力攻撃の停止と平和統一の原則を表明すると、この 2 つの内容について、変更はないとおっしゃっている。

中国も、今やアメリカ日本とは最大の貿易相手国、日本、アメリカも最大の貿易相手国、この国と戦端を構えてどうなるのか。冷静に考えれば、対立をあおっている暇などないんです。話合いに応じないとか、そんなことを言っている暇はない。

2 つ目です。抑止力という考え方です。

これは、もう、私が説明するまでもない。敵国が危ない、あの国が危ない、あの国が危険だ、話も応じないと言って抑止力を強化すれば、あの国は、当然それを超える抑止力を持つようとする。これは、もう抑止力は、自分の国だけが持つわけじゃありませんので、そこを冷静に考えてもらいたい。

北朝鮮が必死になってミサイルの発射をやっている。あの国は、何とかして抑止力を強化しようと必死になっている。まるで抑止力によって育てているようなものでありませんか。日本も、よく言いますね。日本を取り巻く安全保障環境が悪化した、厳しくなった。だから抑止力を強化しなければならぬ。周りの国も、もっと強化しているんです、これは。行き着く先は、先ほど申し上げたとおりであります。

こんなことが理想として掲げられますか。莫大な軍事予算を計上しなければできませんから、5 年間で 43 兆円という、このお金で一体何ができる。医療費なんて、全部ただにできます。

私たちは、先ほど言いましたように、新聞やテレビやラジオで、あの国が危ない、あの国は危険、あの国はけしからんというのを、繰り返し繰り返し聞かされて、ミサイルが飛んでくるアラート、みんな、これ同じように恐怖心をあおられているんです。あの国に対する恐怖心をあおられている。冷静に考える必要、あると思います、私は。そして、敵外心や敵意をますます増幅させていく、戦前と同じありませんか。鬼畜米英。

3 つ目です。もう、すいませんが、お手元に、こういう「日本とアメリカの戦争史」という資料を、タブレットの中にも入っているのかな。あるかと思いますが、御覧いただければ幸いです。

あの赤丸は、日本がやってきた戦争であります。タブレットに入っておりませんか。総務委員会の方は御存じですが、そうでない方にも、ちょっと。でも、あれか、個人のほうに入れさせてもら

いました。すみません、お願いします。開いてみてください。

赤丸は、日本がやってきた戦争であります。黒丸は、アメリカがやってきた、あるいはやっている戦争であります。一目瞭然です。平和憲法がこんなにも威力があった。比べてアメリカは、一貫して侵略戦争や対外的な武力の行使を、ずっと続けております。

この国に悪の枢軸と名指しされた国が、それは穏やかではないでしょうね。当然、この黒丸が、黒丸のように、何らかの侵略があるかもしれない。北朝鮮としては、それは必死になって抑止力を高めたくなるのも、あり得るかと思います。

説明すればきりがありませんので、簡単にしますが、ところが日本に、下のほうに赤い三角がつくようになります。そして一番下、これは総務常任委員会ではなかったんですが、ところが、私、付け加えて、こうして載せさせてもらいましたが、分かりやすいように。赤い三角は 1991 年にクウェートの占領によってイラク戦争が起こったときに、アメリカの要請に従って、日本は 90 億ドルの負担をしました。軍事費です。やがて、アフガニスタン戦争では、「ショー・ザ・フラッグ」というアメリカの要請に押されて、海上で給油を致しました。莫大な量の燃料を補給しました。そして、続くイラク戦争では、「ブーツ・オン・ザ・グラウンド」と言われて、兵隊を出せと、ついに方法まで来たわけです。そして、サマワというところへ武器を携行して派兵しました。御記憶に新しいかと思いますが、まだ。

幸いなことに戦闘にはなりませんでしたが、本当に、あの派遣された自衛隊の方々は、夜も安心して眠れない状況だったと思います。

これは、ずっと一貫してアメリカが、日本に対して、日本よ出てこいと、日本を軍事作戦に引きずり出す圧力を加えてきた結果であります。これは、よく御存じだと思います。

そして、中国の台頭に対して、いよいよアメリカは日本にミサイル装備をさせるわけです。それが 2015 年の集団的自衛権の容認から、存立危機事態という、すなわちアメリカの戦争に日本が参戦するという事態を想定して、これを認めていく。そして 22 年、2022 年には、昨年です。敵基地攻撃能力——まあ、反撃能力という言葉を使っておりますけれども——を保有することを、安保三文書で認めてしまった。そして、アメリカから 400 発のトマホークを購入する。

いや、それよりも、さらに極超音速ミサイル、ものすごい速さのミサイル。といいますのは、トマホークは御承知のように、弾頭をつけて飛行機のように飛んでいくわけですから、そんなに速度はありません。その代わりに、海面や地上すれすれに飛びますから、レーダーには捕捉されにくいという武器です。今度は高度を迎撃ミサイルよりも、はるかに早いミサイルで飛んでいくという、こんなのも開発している。まあ、これは北朝鮮も似たようなことをやっているらしいんですが。双方にエスカレートしているわけです。この事態を考えていただきたいんです。

この次は赤丸になるでしょうか。してはならないんです、これ、絶対に。これが歴史の教訓なん

です。

今回のこの請願は、改めて申し上げますが、その赤い三角までは、大方の日本の国民は専守防衛を認めているんです。敵が攻めてきたら反撃するぞと言って、自衛隊を備えておるんです。これは、多くの国民は同意していると、私、思います。

ただし、それは専守防衛のエリアの中だけ。だから、今まで長距離爆撃機や長距離の弾道ミサイルなどは1回も持ったことありませんし、航空母艦も、最近、いずもというのを、どうも造ったようですが、それまではなかった。

要するに、外国へは攻撃できない仕組み、これは外国にとってみれば安心ですよ。これが専守防衛のぎりぎりの線なんです。しかし、この最後の2つは、それを超えてしまっているから反対なんです。撤回してほしいんです。

ですから、総務委員会の議論の中でも、丸腰では心配やおっしやった方がありました。丸腰じゃありません。そんなことを、これは、この政権は要求しているわけじゃないんです。ただ長距離弾道ミサイルを保有し、トマホークなどの他国を脅威に落とし入れることはやめましようと言っているんです。

これは、新たに日本だけでも攻撃される種をつくるんです。アメリカと一緒になくっても、日本だけでも攻撃される、そんなことやっている。こんな危険なことを認めていいんですか。それほどにもアメリカの要請って、大事なんですか。

戦争体験者が、どんなことがあってもやってはならんと言われた戦争になるんです、これは。じゃあ、どうしたらいいのか、抑止力を持たないように、抑止力も限定的に、専守防衛の段階までにとどめて、そして日本を平和で安心できる国にするには、どうすりゃいいのか。

最後に申し上げます。皆さん、ASEANというのを御存じかと思いますが、東南アジア諸国連合10か国が入っています。この国は、いろんな点で参考になり、私たちはまねるべき組織だと、私は思っております。恐らく、世界のどの国もそう思っているんじゃないでしょうか。なぜならば、あの10か国の中には、ベトナム、ラオス、カンボジアという、あの戦闘にまみれた国々も、そして軍事政権で独裁と言われているミャンマーも入っているんです。そうではない国もたくさんあります。

こういった、普通ならば価値観を異にする国々が、お互いに包摂しあいながら、抱きかかえあいながらつくっている連合体なんです。

ですから、この国は本当に飽くなき話合いをやってるらしいです。年間何百回と話合いをする。それは、個別のも含めてです。全部でなしに個別も含めて数百回の話合いをしている。お互いに食い違ふところあるでしょう。ミャンマーとほかの国は、きっと、そう一致しませんよ、これ。それでも、戦争や戦闘や対立にはならないようにしているんです。

このASEANは、さらに広げて東アジアのサミット、EASという組織に広がっています。これは、日本も中国もロシアもアメリカも入っているんです。こういう話合いの素地があるのに、これを活用していない。すなわち残念ながら、我が日本の外務省は、外交をやっていない。ちょっと、言い過ぎでしょうか。

外交というのは、外の国と交わることであり、交わるが、相手国は日本と違った対立的な仲よくできない国こそ、たくさん交わらなきゃならないんです。

今回も、岸田総理は、ロシアへ行くべきだった。正しく言えば、ロシアへも行くべきだった。これが包摂的な外交なんです。「えっ」と思われるかもしれませんが、そこまで外交というのは踏み込まないと本当の意味をなさない、そういう努力をせずに、仲のいい国とは仲よくするだけの話では、何にもなりません、これは。

ですから、結局、私たちは武力がないと、軍隊が弱いと心配や、抑止力は強めなきゃならないという、そういう幻想を捨てて、本当の意味の平和、友好の外交の努力をしなければならんということです。

何か生ぬるいような話に聞こえるかもしれませんが、これ以外に方法はないんです。戦争の道を選べるとするならば、これ以外に道はないんです。心配であっても、それ以外にないんです。

どうか、この安保三文書及び大軍拡、多くの国民に、しわ寄せを寄せる大軍拡をやめて、そして本格的な平和友好の外交を進めてほしいと、この請願を国へ届けていただきたい。お願いします。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（田代はつ江） ただいま請願に賛成の討論がありましたが、請願に反対の討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 3番 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） 3番 田代まさよです。

ただいまの安保関連三文書及び軍拡のための増税案の撤回を求める意見書の提出を求める請願に対しての反対意見を述べさせていただきます。

このたび、国は安保関連三文書に反撃能力の保有を明記し、改定いたしました。反撃能力は、我が国が、国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐためにやむを得ない最小限、必要最小限の自衛を措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃能力等を活用した自衛能力と、国家安全保障戦略及び国家防衛戦略に明記をしています。

これは、我が国の防衛の基本的な方針として、専守防衛を堅持していくことに考えは変わりません。戦争をするためということではありません。全世界の人々が全て話合いで解決することが、一

番よい解決方法であると思います。そして、話合いで世界平和を全世界の人が望んでいます。もちろん、私も、話合いで平和を語り、世界の平和を心より願ってやみません。

しかしながら、そうはいかない国もあるように思います。

先月、2月25日の岐阜新聞によりますと、2月23日に国連総会が193か国で行われました。ロシアのウクライナ侵攻を協議する緊急特別会合で、ウクライナでの平和の必要性を強調し、ロシア軍の即時撤退を要求する議決案を141か国の賛成で採決されました。ロシアの国際法違反を非難する意見が示されたのです。

中国やインドを含む32か国が棄権し、北朝鮮やシリアなど7か国は反対、残りの国々は不参加でした。反対する国々は、言い換えれば国際法違反をしているロシアを応援しているのです。侵略を進めているのです。

そうではなく、国連などの世界の中で話合いを行い、棄権をしたり反対などをしないで、世界の和平について話し合うべきです。中国や北朝鮮、ロシアはその話合いに参加をしていないのです。

その北朝鮮や中国、そして、ロシアは日本の一番近いところにあります。近年、我が国周辺では、極超音速機等のミサイル関連技術や飽和攻撃などの実践的なミサイル運用能力が飛躍的に向上し、質・量ともにミサイル戦力が著しく増強される中、ミサイル発射も繰り返されており、我が国へのミサイル攻撃が現実の脅威となっています。日本では不安に思ってみえる方は多いと思います。

ミサイル攻防により飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からのさらなる武力攻撃を防ぐために、我が国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力を保有する必要があると思います。

また、国家防衛戦略においては、ミサイル防衛システムを用いて迎撃しつつ、反撃能力を持つことにより、ミサイル防衛と相まってミサイル攻撃そのものを抑止していくとしています。

その際、日米が連携することは重要なことです。その上で、自衛隊及び米軍は、各自独立した指揮系統に従って行動をいたします。自衛隊は、憲法、国際法に従って行動することから、アメリカ戦争に巻き込まれ、戦争の惨禍を被ることはありませんと言っています。憲法9条を守りつつ、国民も守らなければならないのです。

国民の命と平和な暮らしを守るために、防衛費の増額が検討されています。今回の増税は、最も厳しく複雑な安全保障環境に対峙していく中で、国民の命を守り抜けるか極めて現実的なシミュレーションを行い、必要となる防衛力の内容を積み上げ、導き出したものです。増額財源のうち、4分の1を増税で賄い、4分の3は、歳出改革や決算剰余金、たばこ税、法人税などを充てると検討をしています。

今、私たちの命を守るため、私たちの税金で補うことも大切なことだと思います。財源のツケを後世の子どもたちに残してはいけません。これらは、憲法及び国際法の範囲内で専守防衛の考え方を堅持した上、あくまで国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要となるものです。そのため、

我が国の平和国家としての歩みを、いささかも変えるものではありません。

以上のことから、今回の請願には賛成いたしかねます。議員皆様方の御賛同を頂きますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（田代はつ江） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は、請願を不採択とするものであります。請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田代はつ江） 起立少数でありますので、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

---

○議長（田代はつ江） ここで、日程の追加を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第53号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議発第1号 郡上市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、議発第2号 閉会中の継続審査の申し出について、議発第3号、議員派遣について、報告第2号 専決処分の報告について、議報告第4号 諸般の報告について（委員派遣の承認）、以上6件を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案53号から議報告第4号までの6件を日程に追加することに決定いたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

---

#### ◎議案第53号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程39、議案第53号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、議案書、議案の第53号をお願いいたします。

市長等の給料の月額の特例に関する条例について。

市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年3月24日提出、郡上市長 日置敏明。



提案理由ですが、市営住宅等の住宅使用料算定誤り及び市県民税における課税誤りに関し、その管理監督責任がある市長、副市長の給料の額について、減額措置を講ずるため、この条例を定めようとするものでございます。

説明につきましては、議案書に添付をしております資料のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、資料を御覧いただきたいと思っております。

資料の中ほどに記載をしております2、改正点というところを御覧いただきたいと思っております。

本条例改正におきましては、提案理由に従いまして、本年4月及び5月に支給をいたします市長及び副市長の給料につきまして、現行の特例減額率にさらに上乗せをして減額措置を講ずるものでございます。

表を御覧いただきたいと思っております。

市長につきましては、郡上市常勤の特別職員の給与に関する条例本則で82万9,000円としておりますが、特例条例の定めにより、現在は10%を減額いたし、74万6,100円を支給しております。今回、これをさらに10%上乗せをした20%の減額とするもので、支給額は66万3,200円となり、現在の支給額より月額で8万2,000円の減額、二月分で16万5,800円の減額となります。

また、副市長につきましては、常勤の特別職員の給与に関する条例本則で月額66万4,000円としておりますが、特例条例により現在は5%を減額し、63万800円を支給しております。これをさらに5%上乗せした10%の減額とするもので、支給額は59万7,600円となり、現在の支給額よりも月額で3万3,200円の減額、二月分で6万6,400円の減額となるものです。

なお、執行日につきましては、公布の日からとしてございます。よろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第53号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第53号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 53 号は原案のとおり可とする  
ことに決定いたしました。

---

◎議発第 1 号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程 40、議発第 1 号 郡上市議会の個人情報の保護に関する条例の制  
定についてを議題といたします。

事務局に朗読をお願いいたします。

齋藤議会事務局長。

○議会事務局長（齋藤貴代） 議発第 1 号 郡上市議会の個人情報の保護に関する条例の制定に  
ついて。

郡上市議会の個人情報の保護に関する条例を地方自治法第 112 条及び郡上市議会会議規則第 14  
条の規定により提出する。

令和 5 年 3 月 24 日提出、提出者、郡上市議会運営委員長 兼山悌孝。郡上市議会議長 田代は  
つ江様。

提出理由、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、郡上市議会の保有する個人情報の適正な  
取扱いについて必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

次のページ以降、条文が 57 条までございます。また、最終ページには概要をまとめた資料も添  
付してございますが、朗読につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたし  
ます。

以上です。

○議長（田代はつ江） それでは、ここで提出者の説明を求めます。

14 番 兼山悌孝議員。

○14 番（兼山悌孝） 14 番、兼山です。それでは提出者として説明をさせていただきます。

まず、議発第 1 号の今回の改正につきまして、改正前の個人情報保護法は、地方公共団体区域の  
特性に応じて適正な取扱いを求めるものであったために、団体ごとに同一なものでなく、今日のよ  
うなデータ社会では、医療や介護の連携、児童虐待、また、コロナ感染者情報などの取扱いや公表  
に、国・地方公共団体・事業者間での調整が明確でなかったことや、一部事務組合などには条例の  
不適用が多かったことなどにより、各種あった保護法を統一し、共通のルールを定め、改正個人情  
報保護法として令和 5 年 4 月 1 日に施行することになったものであります。

しかし、この改正個人情報保護法は、行政機関を対象とする行個法、詳しくは、行政機関の保有  
する個人情報の保護に関する法律でありまして、三権分立での立法府である国会は含まれておらず、  
地方議会もまた同じように適用外となっているため、私たち議会も共通のルールに沿った適正な運

用を図るために、郡上市議会の個人情報の保護に関する条例を新たに定めるために提出するものでございます。

なお、6条建てからなる条文の内容につきましては、事前に皆様方に説明をして意見をお聞きしており、御理解のあることと思っております。どうぞ賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議発第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第1号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議発第1号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議発第2号について（採決）

○議長（田代はつ江） 日程41、議発第2号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

#### ◎議発第3号について（採決）

○議長（田代はつ江） 日程42、議発第3号 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第170条の規定により申出がありました。申出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、申出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

◎報告第2号について(報告)

○議長(田代はつ江) 日程43、報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。  
報告を求めます。

○総務部長(加藤光俊) 報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月24日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、専決第7号、専決処分書(和解及び損害賠償の額の決定について)。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は令和5年3月10日でございます。

1つ目に、損害賠償による和解の内容でございます。

令和5年1月26日午前8時30分頃、郡上市白鳥町二日町地内の市道岩棚線において、出勤途中の郡上北部クリーンセンター職員から、路面凍結のため自家用車がスタックし走行不能になったとの連絡が入り、別の市職員が公用車にて救援に向かった。

道路は凍結した傾斜路であったため、公用車を通勤職員のスタック車両から20m手前の坂の上でサイドブレーキをかけて停車させたが、凍結路面の影響で公用車が滑り出し、坂の下にあったスタック車両に追突した。

市は示談により下記金額で損害を賠償する。

市の過失割合は100%でございます。

2番目に、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。個人であります。

損害賠償の額は42万4,115円でございます。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長(田代はつ江) 以上で、報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

---

◎議報告第4号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程 43、議報告第4号 諸般の報告について（委員派遣の承認）を議題といたします。

会議規則第106条の規定により、委員長から、別紙、写しのとおり提出され、承認いたしましたので、お目通しをいただき、報告に代えます。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

---

◎市長挨拶

○議長（田代はつ江） ここで、市長から御挨拶を頂きます。

日置市長。

○市長（日置敏明） 令和5年第1回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る2月24日金曜日開会以来、本日3月24日金曜日に至るまでの29日間にわたり、終止、慎重かつ御熱心に御審議を頂きました。令和5年度の予算をはじめ、令和4年度の補正予算や、専決処分をいたしました事件の承認並びに本日の追加提案を含む条例の整備など、多くの議案について御議決を頂き誠にありがとうございました。

新年度の市政運営に掲げました各分野にわたる施策や制度の適切な執行運営に努めるとともに、審議の過程で頂きました数々の御意見、御提案につきましても、真摯にこれを踏まえてまいりたいと存じます。

さて、この春には各地において、令和改元後初めてとなる第20回統一地方選挙が実施をされます。それぞれの地域の将来が今後どのように方向づけられていくのかを左右する重要な選挙であります。

若い世代をはじめ、有権者の地方自治への関心が高まることを願っております。また、新型コロナウイルス感染症につきましては、第5類への移行を前に市内の感染者数も減少してきており、先週3月13日からマスクの着用は個人の判断が尊重されることになりました。基本的な感染対策は継続して取り組むものの、3年に及ぶコロナ禍も局面の転換期がやってきたのではと考えます。

改めて市民の皆様のこれまでの真摯な御対応に心から感謝申し上げる次第であります。

これよりは、第8波の完全な収束のための緩みない感染対策と同時に、社会活動の本格稼働と地域経済の活性化の推進に向け、市一丸となって取り組んでまいりたいと存じます。

来る令和5年度末には、合併施政施行20年の節目を迎えます。各分野にわたる事業等に取り組み、次世代につなぐ確かな郡上市づくりに努めてまいりますので、議員各位並びに市民の皆様のお

力添えをお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様方におかれましては、健康には十分御留意をいただきまして、ますます御活躍されますよう祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶といたします。

令和5年3月24日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

---

### ◎議長挨拶

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

令和5年度第1回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、2月24日から本日まで29日間にわたり、令和5年度予算をはじめ、条例の制定及び改正、補正予算など、市政の諸案件につきまして極めて慎重に御審議いただき、全議案を滞りなく議了することができました。これも一重に議員各位の御協力によるものと深く感謝申し上げます。

市長をはじめ執行部の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

また、昨年12月に行いました議会からの政策提言につきましても、真摯に御考慮を頂きましたことも改めて厚くお礼申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から審議の過程や一般質問で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますようお願い申し上げます。

代表監査委員におかれましては、本会議への御出席頂き、誠にありがとうございました。

朝夕は肌寒い日がございますが、日増しに温かくなり、春の訪れを感じられる季節となりました。長く続いておりましたコロナ禍での私たちの暮らしも、少しずつではありますが、この春の訪れとともに日常を取り戻しつつあります。

議員各位並びに執行部各位におかれましては、新年度に向けて何かと御多忙のことと思いますが、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を行っていただきながら、健康には十分御留意され、郡上市の発展のため、それぞれ御活躍いただきますことを御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和5年度第1回郡上市議会定例会を閉会いたします。大変に御苦労さまでございました。

(午前11時26分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田代 はつ江

郡上市議会議員 美谷添 生

郡上市議会議員 本 田 教 治